

平成30年度九州佐賀国際空港国際線グループ旅行支援事業費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 九州佐賀国際空港活性化推進協議会会長(以下「会長」という。)は、九州佐賀国際空港を発着する国際線のうち定期便や定期便に準ずるもの及びこれらに準ずる便として会長が特に認めるもの(以下「国際線」という。)の利用促進を図るために、国際線を利用して海外の国・地域を旅行するグループに対し、予算の範囲内において、助成金を交付することとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となるグループ(以下「助成対象者」という。)は、国際線の往復又は片道を全員同じ便で利用する4名以上のグループとする。

- 2 助成金の交付の対象となる旅行(以下「助成事業」という。)は、国際線を片道又は往復利用して、平成30年4月1日以降に日本国を出発し、平成31年3月31日までに帰国する旅行とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、平成30年4月1日以降に日本国を出発し、平成30年9月30日までに帰国する旅行は、グループの人数が2名以上であっても助成金の交付の対象とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するものは、助成事業から除くものとする。

(1) 国又は地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して、所属する公務員を対象として実施又は主催するもの

(2) 国又は地方公共団体が、事業参加者の経費の全部又は一部を負担して実施又は主催するもの

(3) 国又は地方公共団体が、他の団体に業務を委託して前号と同様に実施又は主催するもの

(4) その他会長が不適当と認めるもの

4 助成対象者の、メンバー全員は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 助成対象者のメンバー全員は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人であってはならない。

(助成金額)

第3条 助成金の交付金額は、国際線片道利用の場合は、助成対象者一人あたり2,000円、国際線往復利用の場合は、助成対象者一人あたり4,000円とする。

(事前認定)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者の代表者（以下「交付申請者」という。）は、助成事業の実施日（助成対象者のうち、最も日本国を出発する日が早い日を言う。）の3日前までに、助成金交付対象承認申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 会長は、前項により申請された事業を助成事業と認めたときは、対象認定書（様式第2号）によりその旨を通知する。

(交付申請及び請求)

第5条 交付申請者は、助成事業の終了後、助成金の交付を受けようとするときは、実績報告書兼交付申請書・請求書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 前項の実績報告書兼交付申請書には、次の各号に掲げる添付書類を全て添付しなければならない。

(1) 往路復路両方の搭乗券の半券や搭乗証明書など搭乗したことがわかるものの原本を添付したもの（往復利用、片道利用の別に関わらず、往路復路両方の搭乗したことがわかるものの原本を添付すること）（様式第4号）

(2) 参加者名簿（様式第5号）

(3) その他会長が必要と認めるもの

3 前項の実績報告書兼交付申請書・請求書の提出期限は、助成事業終了日の翌日から起算して30日以内とする。

4 本助成金の実績報告書兼交付申請書・請求書が到達してから交付決定及び交付するまでに通常要すべき標準的な期間は、適正な申請書の提出を受けた日の翌日から起算して30日とする。

(交付の条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 助成事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(助成金の交付)

第7条 会長は、請求書を審査の上、適当と認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。この場合、交付申請者の指定口座への助成金の振込をもって、交付決定及び額の確定通知に代えるものとする。なお、不適当と認める場合には、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第8条 会長は、必要に応じて助成対象者から助成事業について報告を求め、又は調査することができる。

(交付決定の取り消し)

第9条 会長は、助成対象者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 会長は、助成対象者が第2条第4項及び第5項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定は、助成金を交付した後においても適用する。

(助成金の返還)

第10条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、その返還を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた助成対象者は、会長が指定する期日までに、遅延なく助成金を返還しなければならない。

(事業の終了)

第11条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、第2条第2項で規定した期間内であってもその時点でこの事業を終了する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。